【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成21年9月24日

【四半期会計期間】 第35期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

【会社名】シンワオックス株式会社【英訳名】SHINWA・OX CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐藤 勝弘

【本店の所在の場所】 大阪市住之江区北加賀屋五丁目7番30号

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部本部長 橋本 幸延

【最寄りの連絡場所】 大阪市住之江区北加賀屋五丁目7番30号

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部本部長 橋本 幸延

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年9月14日に提出いたしました第35期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)の四半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

- 第1 企業の概況
 - 3 関係会社の状況
 - (1) 関係会社の増加
 - 4 従業員の状況
 - (1) 連結会社の状況
- 第2 事業の状況
 - 4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
 - (6)「2 事業等のリスク」に記載した重要事象等についての分析、検討内容、及び解消、 改善するための対応策
- 第5 経理の状況
 - 2 監査証明について
- 3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

3【関係会社の状況】

(訂正前)

(1) 関係会社の増加

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が<u>新たに提出会社の関係会社となりました。</u> (表省略)

(訂正後)

(1) 持分法適用関連会社から連結子会社への異動

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が<u>持分法適用関連会社から連結子会社になりました。</u> (表省略)

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(訂正前)

(表省略)

(注)1~2(省略)

(訂正後)

(表省略)

- (注)1~2(省略)
 - 3.従業員数が当第1四半期連結会計期間において、94名増加しましたのは、主に、前連結会計年度末では持分法適用関連会社であった、OX(H.K.) COMPANY LIMITEDが、提出会社の子会社になったことによるものであります。

第2【事業の状況】

- 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】
- (6)「2 事業等のリスク」に記載した重要事象等についての分析、検討内容、及び解消、改善するための対応策 (訂正前)

当社グループには、「2 事業等のリスク」に記載したとおり、継続企業の前提に関する重要事象等が存在しております。 当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策につきましては、「第5 経理の状況 継続企業の前提に関する事項」に記載しております。

(訂正後)

当社グループには、「2 事業等のリスク」に記載したとおり、継続企業の前提に関する重要事象等が存在しております。 当該重要事象等を解消<u>すべく「収益力の強化」と「財務体質及び資本の強化」に取り組んでおります。</u>

「収益力の強化」

当社は、これまで、「育成」と「撤退」の選別を行い、収益改善に向け取り組んでまいりました。その一環として、平成20年11月1日より、収益性の高い給食事業を開始したこと等により、事業基盤も強化されつつあります。しかしながら、当社を取り巻く事業環境は、依然として厳しい状況にあり、また当社の業績も想定以上に厳しさを増しております。そのような状況のもと、経営の健全化と早期の黒字化を達成するため、一層の経営合理化を行うことが不可欠であると判断し、以下の施策を実施することで収益力の改善を図ってまいります。

- (イ)組織体制、人員配置の見直し
- (ロ) 不採算店舗の閉鎖等
- (八)事業所、営業所の閉鎖
- (二)消耗品の削減や旅費交通費の運用の厳格な管理等
 - 「財務体質及び資本の強化」

当社は、安定的経営のベースとなる財務基盤を確保することを目的に、主要金融機関等の協力のもと、借入金の返済条件の変更(元金の返済を6ヶ月間猶予するもの。)を実施いたしました。今後については、当社の資金の状況を鑑み、返済条件等につき、引き続き主要金融機関等と協議していく予定であります。

さらに、当社の親会社である株式会社Persons Bridge及びその関係会社であります株式会社ベストライフより、全面的な支援を受ける旨、確約ができております。当該資金は、運転資金等に充当するほか、財務基盤を強化するため有効に活用してまいります。

一方、資本面におきましては、債務超過を速やかに解消することが急務であるとの認識のもと、第三者割当増資をはじめとした資本増強施策等の資本政策も視野に入れて検討を進めてまいります。

しかし、これらの対応策に関しては、営業施策面においては、計画どおりに推移しない可能性があるため、また資金面においては、金融機関等との協議を行いながら進めている途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、将来に関する事項については、当社が四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

第5【経理の状況】

2 監査証明について

(訂正前)

(前文省略)

臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等

退任する会計監査人等の名称及び所在地

名称:霞が関監査法人

所在地:大阪市西区土佐堀一丁目3番7号 就任する一時会計監査人等の名称及び所在地

名称:アクティブ監査法人

所在地:大阪市中央区大手前一丁目6番4号

(2) 当該異動の年月日

退任する会計監査人の異動年月日

平成21年9月1日

就任する一時会計監査人の異動予定年月日

平成21年9月1日

(3) 退任する公認会計士等の直近における就任年月日

平成20年6月26日

(4) 退任する公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項 該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社は、今般の前代表取締役社長による横領の疑いが確認された事象に関し、会計監査人である霞が関監査法人からの 信用を損なったことを踏まえ、今後の監査対応等について同監査法人と協議を重ねた結果、監査契約を解除することで 合意に至り、平成21年9月1日開催の取締役会において、辞任届を受理いたしました。

また、当社は上記に伴い、会計監査人が不在となる事態を回避し、監査業務が継続的に実施される体制を維持するため、 一時会計監査人の選定を行いました。その結果、アクティブ監査法人より一時会計監査人就任についての内諾を得て、平 成21年9月1日開催の監査役会において、アクティブ監査法人を選任し、就任に至ったものであります。

- (6)(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する公認会計士等の意見特段の意見はないとの回答を得ております。
- (7) 退任する公認会計士等が(6) の意見等を表明しない理由及び当社が退任する公認会計士等に対し、意見等の表明を求めるために講じた措置の内容

該当事項はありません。

(訂正後)

(前文省略)

削除

以上